

穴水町買取型復興公営住宅整備事業
((仮称)白山第2団地・白山第3団地)

事業者審査基準

令和7年10月

穴 水 町

【目 次】

第1	総則	1
第2	選定方法・体制	1
1	選定方法	
2	選定体制	
3	選定手順	
第3	審査の項目・基準・配点	2
1	参加資格審査	
2	第1段階審査	
3	第2段階審査	
4	提案書による事業者プレゼンテーション・ヒアリング	
第4	選定事業者の決定	5
第5	選定委員会	5
1	事務に関すること	
2	組織に関すること	
3	会議に関すること	
4	庶務に関すること	

穴水町買取型復興公営住宅整備事業（白山第2団地・白山第3団地）
事業者審査基準

第1 総則

この事業者審査基準（以下「本審査基準」という。）は、穴水町（以下「町」という。）が実施する穴水町買取型復興公営住宅整備事業（白山第2団地・白山第3団地）（以下「事業」という。）において、契約の相手方となる事業者を適切に選定するため、提案書の審査基準を示すものである。

なお、本審査基準で使用する用語の定義は、別に定める「穴水町買取型復興公営住宅整備事業実施要項」の規定による。

第2 選定方法・体制

1 選定方法

事業者より提出された提案書等については、本審査基準に基づき、住宅等の供給体制、住まい・まちづくりへの提案、施工計画に関する提案、建設工期、売買価格等を総合的に審査し、選定事業者を決定するものとする。

2 選定体制

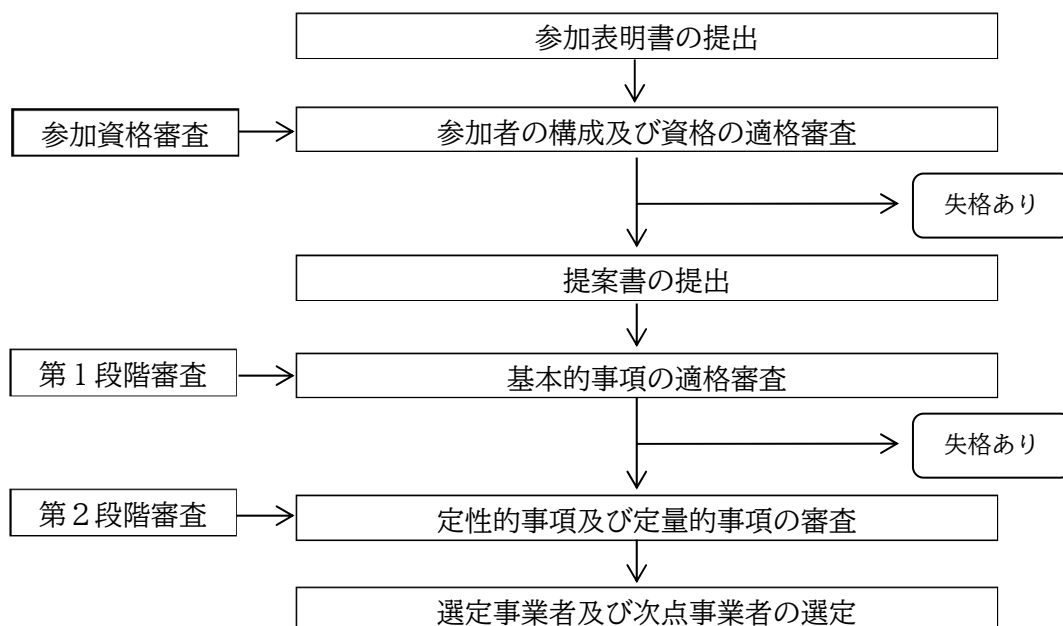
提案内容の審査にあたっては、本審査基準に基づく提案書の審査、選定事業者及び次点事業者の選定を行う穴水町買取型復興公営住宅整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設け、その詳細は第5に定める。

3 選定手順

審査は、参加資格審査、第1段階審査、第2段階審査に分けて実施し、その評価に応じ、選定事業者及び次点事業者を選定する。

参加資格審査及び第1段階審査は、町の事務局が審査するものとし、第2段階審査は、選定委員会において審査する。

なお、参加資格審査又は第1段階審査において、必要な要件等を満たしていない場合は失格とする。失格の場合は、その後の審査を実施しない。



第3 審査の項目・基準・配点

1 参加資格審査

「穴水町買取型復興公営住宅整備事業（（仮称）白山第2団地・白山第3団地）」事業者募集要領（以下「要領」という。）第4第2項に定める参加資格要件を審査し、一つでも要件を満たさない事業者は失格とする。

2 第1段階審査

第1段階は次の項目を審査し、失格となった提案は第2段階審査を実施しない。

(1) 基本的事項の適格審査

次の項目を審査し、一つでも要件を満たさない事業者は失格とする。

ア 要領に定める住宅の要求性能等を満足していること。

イ 都市計画法、建築基準法等関係法令の規定に関して、重大な不適合箇所がないこと。

ウ その他、事業の基本的な部分に関して、重大な不適切箇所がないこと。

(2) 事業工程の適格審査

事業者が提出書類説明書様式3-4「建設工期・売買価格提案書」で提案する建設工期が様式3-6「事業工程表」で提案する建設工期を超えている場合並びに、様式3-6「事業工程表」で提案する引き渡し期限が、要領の第1 事業の概要、7 事業のスケジュールで定める引き渡し期限を超えている場合においても、提案内容が著しく妥当性を欠く場合を除いて失格とせず、選定事業者が提案書で提案した期間を建設工期及び引き渡し期限とする。

(3) 売買価格の適格審査

事業者が提出書類説明書様式3-4「建設工期・売買価格提案書」で提案する2住宅等の売買価格が、要領の「別表2 事業者の提案額等」で定める上限額を超えているときは失格とする。

(4) 資金調達の適格審査

事業費総額以上の資金調達がない場合は失格とする。

3 第2段階審査

第2段階では、以下に示す評価方法・項目・配点に基づき実施するものとし、選定委員の評価点より評価する。

(1) 定性的事項 80点

(2) 定量的事項 20点 （合計100点）

3-1 定性的事項の評価（80点）

定性的事項の評価は、表-1に示す評価区分を参考とし、表-2に示す評価項目に対する得点を決定する。各委員が行った評価点の合計得点を平均して求める（小数点第2位までを有効とし、小数点以下第3位を四捨五入する）。

なお、表-1に示す得点は評価に当たっての基準であり、中間値を用いることができる。

(表－１) 評価区分と配点基準

	評価区分	評価項目 1 及び 2 配点基準 (点)	評価項目 3 配点基準 (点)
A	優れている	10	5
B	やや優れている	8	4
C	ふつう	6	3
D	やや劣る	4	2
E	劣る	2	1
F	記載なし	0	0

(表－２) 定性的事項に関する評価項目と配点

評価項目	評価の視点	配点
1 住宅等の 供給体制	① 県内の住宅生産者が連携した住宅等の供給体制 (県内の設計事務所、施工者、宅地建物取引業、木材供給事業者、建材業等の連携・協力) ② 住宅等供給体制の確実性 (設計・施工(開発行為を含む。)等の具体的な体制、資材確保等の具体的な手段・体制や資金について) ※なお、様式 3－3 ①で提示される建築工事業における完成工事高は上記項目を評価する際に参考とする。	20 〔各 10 点 × 2 項目〕
2 住まい・ まちづくり に関する 提案	① 安心安全な住まい： 災害時の安全の確保と地域の防災機能への配慮、日常時の安心安全の確保への配慮(配置計画、住棟計画等) ② 暮らしを支える住まい： 入居者間の支え合いの関係づくりと地域のコミュニティの醸成への配慮、入居者の利便性・快適性への配慮(配置計画、住棟計画等) ③ 多様な世帯が住みやすい住まい： 高齢者、障害者、子育て世帯等の暮らしへの配慮(住棟計画(住戸配置計画)、住戸計画等) ④ 地域の活性化に繋がる住まい： 町の活性化(賃貸住宅等としての長期活用等)への配慮、周辺の住環境への配慮、地域の景観や気候風土との調和への配慮(配置計画、住棟計画、デザイン・色彩計画等) ⑤ ライフサイクルコストの縮減、環境負荷の低減： 維持管理のしやすさと耐久性確保への配慮、維持管理費用の縮減への配慮、省エネルギー・省資源等への配慮、木材等における石川県産資材の活用	50 〔各 10 点 × 5 項目〕

評価項目	評価の視点	配点
	※なお、様式3－4②で提示されるその他整備費の売買価格は、上記項目を評価する際に参考とする。	
3 施工計画 に関する 提案	① 施工管理、品質確保 (工期の遵守や短縮に向けた提案、施工及び工事監理(解体撤去を含む。)における品質保持の実現に向けた具体的な提案) ② 安全対策、周辺への配慮 (施工中(解体撤去を含む。)の安全対策、災害防止、騒音、粉塵などへの対策の提案)	10 (各5点 × 2項目)
合 計		80

3－2 定量的事項の評価(20点)

定量的事項は、基準配点を20点とし、以下により住宅等の建設工期及び売買価格等を評価する。

(表－3) 定量的事項に関する評価項目と配点

評価項目	評価の視点	配点
1 住宅等の 建設工期	工程の短縮など住宅等の早期整備に対する提案	10
2 住宅等の 売買価格	廉価で要求水準を備えた売買価格(杭工事費、(仮称)白山第2団地の敷地整備費等は現時点で積算が難しいため、審査対象外とする。)	10
合 計		20

(1) 建設工期

ア 評価方法

事業者が提出書類説明書様式3－4①「建設工期・売買価格提案書」で提案する「1 住宅等の建設工期」が最も短いものを1位とし、その配点を10点(B_1 :満点)とした上で、2位以下の配点は、1位となった最短期との比率(C_1/D_1)を考慮し、下記計算式により算出する(小数点以下第2位までを有効とし、小数点以下第3位を四捨五入する)。

イ 計算式

$$A_1 = B_1 \times (C_1 / D_1)$$

A_1 : 建設工期に対する得点(点)

B_1 : 配点(1位の建設工期への配点=10点)

C_1 : 1位の建設工期(最短期)(日)

D_1 : 2位以下となる建設工期(日)

(2) 売買価格

ア 評価方法

事業者が提出書類説明書様式 3 - 4 ①「建設工期・売買価格提案書」で提案する「2 住宅等の売買価格（住宅等の売買価格のうち審査対象額）」が最も低いものを 1 位とし、その配点を 10 点（ B_2 ：満点）とした上で、2 位以下の配点は、1 位となった最低価格との比率（ C_2/D_2 ）を考慮し、下記計算式により算出する（小数点以下第 2 位までを有効とし、小数点以下第 3 位を四捨五入する）。

イ 計算式

$$A_2 = B_2 \times (C_2 / D_2)$$

A_2 ：売買価格に対する得点（点）

B_2 ：配点（1 位の売買価格への配点 = 10 点）

C_2 ：1 位の売買価格（最低価格）（円）

D_2 ：2 位以下となる売買価格（円）

4 提案書による事業者プレゼンテーション・ヒアリング

提案内容の審査にあたり、応募者の提案内容の意図を的確に把握することを目的として、プレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを実施する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時は、要領に示す。また、場所及び詳細等については、別途、町が応募者の代表者に対して通知する。

第4 選定事業者の決定

選定事業者及び次点事業者は、定性的事項及び定量的事項の評価点の合計により算定し、評価点 60 点以上の事業者のうち上位から順に決定する。

また、応募者が 1 者の場合であっても評価点 60 点以上であれば決定する。

第5 選定委員会

1 事務に関すること

選定委員会は次に掲げる事務を行う。

ア 応募者が提出した提案書の審査及び選定事業者の選定に関すること。

イ 選定事業者による提案書の錯誤の修正又は内容の変更に関する申し出に係る修正又は変更後の提案書の審査及び承諾可否の判定に関すること。

ウ 前 2 号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

2 組織に関すること

穴水町買取型復興公営住宅整備事業者選定委員会設置要領（以下「委員会設置要領」という。）第 2 条及び第 3 条による。

3 会議に関すること

委員会設置要領第 4 条及び第 5 条による。

4 庶務に関すること

委員会設置要領第6条による。

また、庶務は、参加資格審査及び第1段階審査の結果を、選定委員会に報告する。